多様な性を知ろう

市は３月 22 日、「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」を公布しました。全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会の実現を目的としたものです。

社会にはどんなセクシュアリティや課題があるのか、総社市出身でトランスジェンダー活動家の浅沼智也さんに聞きました。

多様な性のあり方について知り、理解を深め、誰もが自分らしく生きられる社会を目指しましょう。

問い合わせ　人権・まちづくり課人権啓発係（☎㊾ 8253）

浅沼　智也さん

1989 年総社市生まれ。トランスジェンダー活動家。性的マイノリティ当事者を支援する団体「カラフル＠はーと」の代表を務める

〝LGBT〟知っていますか？

――近年よく聞かれる〝LGBT〟という言葉は、何を表したものなのでしょうか。

Lは「レズビアン」といって女性の同性愛者を、Gは「ゲイ」といって男性の同性愛者のことを指します。Bは「バイセクシャル」のことで、両性愛者のこと。Tは「トランスジェンダー」で、体の性と心の性が異なる人のことです。一般的に、性的マイノリティの総称として使われることが多いです。

ただ、性的マイノリティはLGBTだけではありません。性自認が男性・女性に完全には当てはまらない「Xジェンダー」や、性自認や性的指向を探している・迷っている「クエスチョニング」など、さまざまな人がいます。

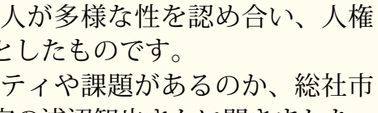

これらの組み合わせで、人の性が構成されています。この多様な性のあり方のことを「セクシュアリティ」と呼びます。

――性は簡単に男・女に二分されるものではないのですね。

性的マイノリティの人とそうでない人で、はっきり分かれている訳ではありません。性はグラデーションになっているからです。

例えば、女性の異性愛者だけど若い女の子を見るのが好きな人もいれば、性別違和を感じたことはないけれど、子どものときは男性的だった人もいる。一人ひとりが異なる性を生きていて、誰もが多様性の一部なんです。

セクシュアリティは十人十色

――性にはどんな種類があるんですか。

性には、①体の性（生物学的性）、②心の性（性自認）、③好きになる性（性的指向）、④表現する性（服装や振る舞い方などの性）の４つの要素があります。

あなたの周りにもいませんか？

――性的マイノリティの人はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

およそ８％の割合で、13人に１人といわれています。都会だけにいると思われがちですが、地方では埋没していることが多いだけです。地方の場合、性自認や性的指向が他者にばれると広まってしまう可能性があるため、カミングアウトしにくいんです。

――自分の身近にはいないと考える人も多いですね。

当事者の多くが、偏見を恐れて周囲に分からないようにしています。性を理由に、地域や学校で差別やいじめを受ける可能性があるからです。差別の対象になるのは本当につらいことです。

社会で感じる生きづらさ

――性的マイノリティの人は、生活する上でどんな困難を抱えていますか。

「ホモ」や「レズ」、「オカマ」などの差別用語で呼ばれたり、「おねえっぽい」と噂話をされたりします。

ほかにも、男・女らしさを押し付けられる、トイレなど男女で分けられている、就職活動のエントリーシートの性別欄に丸ができないなど、課題は数え切れません。

本人の了承を得ず、他人にセクシュアリティを暴露する「アウティング」の被害も深刻。実際に、アウティングをされて自殺してしまった人もいます。アウティングは絶対にしてはいけません。

当事者の約30％がうつを経験しているというデータや、自殺率が高いという調査もあります。

多くの当事者が、社会に生きづらさを感じています。

自分にできることをしよう

――私たちにできることはありますか。

まずは、多様な性や性的マイノリティを取り巻く状況、抱える課題などについて知ってほしいです。見た目で判断したり決め付けたりせず、正しい知識をもち、理解を深めてください。

あとは、LGBT当事者ではないけれど、差別問題を自分の問題として理解し行動する人を指す「アライ」が増えてくれたらうれしいです。LGBTの象徴であるレインボーカラーのグッズを身に付けることなども、支援になります。

性的マイノリティに限らず、誰もが互いに思いやりをもって生活することで、全ての人が平等で暮らしやすい社会になることを願っています。

４月 17 日、総合福祉センターで行われたLGBTに関する研修会。浅沼さんが講師を務め、人権擁護委員や市職員らが性的マイノリティについて学んだ

総社市でも始まりました！ パートナーシップ宣誓制度

現行の法制度では婚姻が認められていない性的マイノリティのパートナー同士が、継続的に共同生活を行うことを宣誓し、市が公的に証明するものです。宣誓者にパートナーシップ登録証明書を交付します。

条件　20 歳以上の市民（転入予定も含む）。配偶者や他のパートナーシップ関係者がいないこと。近親者同士でないこと

必要書類

▼パートナーシップ宣誓書（人権・まちづくり課で配布。市ホームページからもダウンロード可）
▼住民票の写し（転入予定者は転出証明書など）
▼戸籍抄本などの独身を証明する書類
▼顔写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）

市ホームページ

その他　事前に電話で予約をしてください。プライバシーの保護を希望する場合は、個室での受け付けもできます。詳しくは、人権・まちづくり課で配布している利用案内か市ホームページをご覧ください。

問い合わせ　人権・まちづくり課人権啓発係（☎㊾ 8253）